

令和7年議案第64号

江南市教育委員会苦情審査会委員長等の決定について

別紙の者を江南市教育委員会苦情審査会委員長等に決定したいから、市町村立小・中・義務教育学校の校長の教職員評価制度苦情申出要領第4条第3項の規定に基づき、江南市教育委員会の選任を求める。

令和7年10月1日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、教育長職務代理者に異動があったため、後任の者を決定する必要があるからであります。

江南市教育委員会苦情審査会組織名簿（案）

任期：令和7年10月1日～令和8年3月31日

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	<u>山田 茂美</u>	教育長職務代理者
副委員長	松本 朋彦	教育委員会事務局 教育部長
委 員	<u>岩田 正武</u>	教育委員会委員
委 員	仙田 隆志	教育委員会事務局 教育課長兼学校給食課長

## (参考)

### 市町村立小・中・義務教育学校の校長の教職員評価制度苦情申出要領

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要領は、市町村立小・中・義務教育学校、豊橋市立豊橋高等学校、豊橋市立くすのき特別支援学校、瀬戸市立瀬戸特別支援学校、刈谷市立刈谷特別支援学校、及び豊田市立豊田特別支援学校の校長の教職員評価制度による評価結果に関する苦情の申出及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (苦情対応及び苦情対象)

第2条 「苦情相談」と「苦情申出」の2段階で対応する。

2 苦情の対象は、被評価者に開示された評価結果（達成度評価、特性・能力発揮度、職務の状況）とする。

## 第2章 校長の評価結果等に関する苦情相談及び苦情処理

### (苦情相談による処理)

第3条 市町村教育委員会の人事担当者等を苦情相談員とする。

2 苦情相談を希望する被評価者（以下「相談者」という。）は、苦情相談員に3月中旬の別に定める3日間に、電話又はメールにより苦情相談を申し出る。

3 苦情相談員は、相談者から事情を電話又は面談で聴取した上で、問題解決のための助言を相談者に行う。

4 苦情相談員は、受け付けた相談内容及び対応内容を記録する。

### (苦情申出及び苦情審査会による処理)

第4条 相談者は、苦情相談によって解決できない場合は苦情申出を行うことができる。

2 苦情申出による苦情を処理するため、市町村教育委員会内に苦情審査会を設置する。

3 苦情審査会は、委員長、副委員長、委員の複数名をもって組織する。委員長、副委員長及び委員は、年度当初に市町村教育委員会で決定する。

4 苦情申出者（以下「申出者」という。）は、3月20日から3月24日までの間に、

苦情申出書（様式第1号）を苦情審査会に提出する。

5 苦情審査会は、市町村教育委員会から苦情調査員を指名し、苦情調査員は申出者及び評価者から事情を聴取する。

なお、苦情調査員は苦情相談員を兼ねることもできる。

6 苦情審査会は、苦情調査員による苦情調査結果に基づいて苦情審査を行い、必要に応じて県教育委員会に相談して助言を受け、その結果を次により区分し、審査結果及びその理由を教育長に報告する。

(1) 教育長の評価を妥当とする。

(2) 教育長の評価に対して再評価を求める。

#### (審査結果の報告)

第5条 苦情審査会は、審査結果を苦情審査結果通知書（様式第2号）により申出者に通知する。

2 審査結果の通知及び再評価の提出は3月31日までに完了する。

### 第3章 その他

#### (不利益取扱いの禁止)

第6条 苦情相談及び苦情申出を行ったことに起因して、不利益な取扱いを受けることはない。

#### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

### 附則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

## 令和7年議案第65号

学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）の提供に関する要綱の制定について

学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）の提供に関する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年10月1日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

### 提案理由

この案を提出するのは、令和8年9月から学校給食において、飲用牛乳の代替品として調整豆乳を提供することに伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

## 学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）の提供に関する要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、食物（乳）によるアレルギー以外の疾患（乳糖不耐症等）を持つ児童生徒に対する飲用牛乳の代替品としての調整豆乳（以下「調整豆乳」という。）の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （対象）

第2条 対象は、食物（乳）によるアレルギー以外の疾患（乳糖不耐症等）を持つ児童生徒とし、申請に際しては、原則、発行日から1年以内の医師の診断書等の提出を必須とする。

### （申請及び決定）

第3条 調整豆乳を希望する保護者は、学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）申請書（様式第1）に必要書類を添付して、児童生徒の在籍する学校に提出しなければならない。ただし、既に必要書類の原本を学校に提出している場合は、必要書類の添付を省略することができる。

- 2 学校は、前項の申請書を受けたときは、受付日及び学校名の記載のある受付印を押印し、速やかに必要書類を整え、教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、調整豆乳の提供が必要と認められるときは、学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）決定通知書（様式第2）を学校を通じて保護者へ、学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）決定通知書（様式第3）を学校へ交付しなければならない。
- 4 前項において決定された内容は、対応開始の日からその年度の末まで効力を有するものとする。

### （提供の中止）

第4条 提供の中止を希望する保護者は、学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）提供中止申請書（様式第4）を、児童生徒の在籍する学校に提出しなければならない。

- 2 学校は、前項の申請書を受けたときは、受付日及び学校名の記載のある受付印を押印し、教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、調整豆乳の提供が必要でなくなったと認められるときは、学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）提供中止決定通知書（様式第5）を、学校を通じて保護者へ、学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）提供中止決定通知書（様式第6）を学校へ交付し、速やかに調整豆乳の提供を中止するものとする。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

年　月　日

江南市教育委員会 殿

保護者氏名

学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）申請書

医師の診断結果により、牛乳を飲用できませんので、学校給食で提供される飲用牛乳の代替品として調整豆乳の提供を申請します。

なお、飲用牛乳の飲用を再開するときは、速やかに再開申請書を提出します。

学校名	学年	組	児童生徒氏名

※ 必要書類：医師の診断書（写し）等

※ 既に必要書類の原本を学校に提出している場合は、学校でその写しを添付します。

様式第2（第3条関係）

年　月　日

保護者氏名　　様

江南市教育委員会

学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）決定通知書

年　月　日付けで申請のありました学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 対象の児童生徒氏名

学校　年　組　　様

2 実施の内容

飲用牛乳の代替品（調整豆乳）

3 対応期間

年　月　日　から　　年　月　日まで

4 その他

・提供の中止を希望する場合は、速やかに提供中止申請書（様式第4）を提出してください。

・対応開始の日からその年度の末まで効力を有しますので、次年度につきましては再度申請が必要です。

様式第3（第3条関係）

年　月　日

学校長名　　様

江南市教育委員会

学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）決定通知書

年　月　日付けで（保護者）から申請のありました学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。なお、  
様式第2を保護者に送付してください。

記

1 対象の児童生徒氏名

学校　　年　　組　　様

2 提供方法

飲用牛乳の代替品（調整豆乳）

3 対応期間

年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで

4 その他

対応開始の日からその年度の末まで効力を有しますので、次年度につきましては再度申請が必要です。

様式第4（第4条関係）

年　　月　　日

江南市教育委員会 殿

保護者氏名

学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）提供中止申請書

学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）決定により学校給食での代替食が提供されておりますが、学校給食での飲用牛乳の代替品の提供が不要となりましたので、調整豆乳の提供中止を申請します。

学校名	学年	組	児童生徒氏名

様式第5（第4条関係）

年　月　日

保護者氏名　　様

江南市教育委員会

学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）提供中止決定通知書

年　月　日付けで申請のありました学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）提供中止について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 対象の児童生徒氏名

学校　年　組　　様

2 提供方法

飲用牛乳の代替品（調整豆乳）の提供中止

3 提供中止の日

年　月　日

様式第6（第4条関係）

年　月　日

学校長名　　様

江南市教育委員会

学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）提供中止決定通知書

年　月　日付けで（保護者名）から申請のありました学校給食における飲用牛乳の代替品（調整豆乳）提供中止について、下記のとおり決定しましたので通知します。なお、様式第5を保護者に送付してください。

記

1 対象の児童生徒氏名

学校　年　組　　様

2 実施の内容

飲用牛乳の代替品（調整豆乳）の提供中止

3 提供中止の日

年　月　日

令和7年議案第66号

「第37回　日芸協中部ハーモニカコンサート」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和7年10月1日提出

江南市教育委員会

教育長　高田　和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和7年議案第67号

「スコーレ家庭教育セミナー」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和7年10月1日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。